



Human Rights Now

Bangladeshにおけるロヒンギャ難民キャンプに関する調査報告書

ロヒンギャ難民たちはミャンマー並びに Bangladesh 難民キャンプにおいて深刻な人権侵害に直面している。

2018年4月12日

目次

- 第一 インTRODクシヨN
- 第二 背景
 - 1 裏付けのある人権侵害
 - 2 ミャンマー政府の取り組み
 - 3 国際社会の反応と推奨
- 第三 方法論
- 第四 調査結果と法的意義
 - 1 ミャンマー域内の状況
 - 2 難民キャンプにおける状況
- 第五 提言



第一 インTRODakション

東京を本拠とする国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウ（HRN）は 2018 年 1 月、サブラン・エントリーポイントとバングラデシュのコックス・バザール県周辺にあるクトゥパロン及びバルクハリ・ロヒンギャ難民キャンプの実情調査を行った。HRN 派遣団はロヒンギャ難民、援助活動家、バングラデシュ地元住民等とのインタビューを通してミャンマーにおけるロヒンギャ難民への広範に亘る人権侵害を確認した。この侵害は、ジェノサイドや人道に反する罪、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（国際人権 A 規約）の違反を含む。また、多くのロヒンギャ難民がバングラデシュに位置する難民キャンプにおいて彼らの人権を享受することができず、引き続きその障壁に直面していることも調査を通して明らかになった。

HRN はミャンマー及びバングラデシュにおける人権状況について深い懸念を示す。我々はミャンマー政府に進行中の人権侵害を終結させることを呼びかけ、国際社会に対して、ロヒンギャを支援する努力をより一層促進することを要請したいと思う。

第二 背景

ロヒンギャはミャンマーにおいて 1982 年より市民権を否定されたイスラム教徒の少数民族である。2017 年 8 月 25 日に起きたロヒンギャの武装組織による前哨基地に対する攻撃がミャンマー治安部隊のロヒンギャをターゲットにした大掛かりな「掃討」作戦を引き起こした¹。ロヒンギャに対する軍人及び民間による武力の行使に関する報告は後を絶たない。軍事行為は暴力の絶え間ないサイクルの一環である。広範囲の治安部隊による暴力について同様の報告が、武装過激派がミャンマー治安部隊を攻撃した後の 2016 年に明るみに出ている²。2017 年 8 月の暴力的な弾圧以来、70 万人近いロヒンギャが隣国であるバングラデシュに避難してきた。今でも毎週新たに 1000 人のロヒンギャがバングラデシュへと逃げ込んでいるとされている³。

1 報告された暴力行為について

（現地の状況を調査した）報告書はミャンマー軍隊並びに現地警察、更には仏教徒過激派のロヒンギャに対する著しい人権侵害を記録しており、「掃討」作戦は「予め計画された軍事的及

¹ Nyan Hlaing Lynn 『President's Office designates northern Rakhine a 「military operations area」』 2017 年 9 月 4 日, <https://frontiermyanmar.net/en/presidents-office-designates-northern-rakhine-a-military-operations-area>.

² 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR） 『Myanmar: UN expert warns of worsening rights situation after “lockdown” in Rakhine State』 2016 年 11 月 18 日
<http://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=20895&LangID=E>.

³ OHCHR 『Statement by Mr. Marzuki DARUSMAN, Chairperson of the Independent International Fact-Finding Mission on Myanmar, at the 37th session of the Human Rights Council』 2018 年 3 月 12 日 <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/Pages/NewsDetail.aspx?NewsID=22798&LangID=E>.

び組織的な作戦」の結果⁴であるとされている。当該侵害は以下のものを含むが、これらに限られない。

- 殴打、銃撃、火傷、刺殺を含めた大量虐殺
- 男性、女性、子どもの強制失踪、恣意的な大量拘束
- 少なくとも 319 箇所のレストラン居住村落の焼失
- 財産の略奪とその他の破壊
- ロヒンギャが所有していた既に壊滅した村や土地の整地やロヒンギャ大量遺棄地の発見
- 広範囲に渡る殴打と拷問
- 広範囲に渡る女性と少女に対する暴力的な強姦や他の形での性的暴力
- コーランやモスクを焼き払う等の宗教的、民族的な差別行為
- 人道的なアクセスと食糧やその他の生計手段の剥奪⁵

2 ミャンマー政府の対応

ミャンマー政府はこのロヒンギャの扱いに対する国際的な懸念に誠意をもって回答していない。難民と強制退去に晒されたロヒンギャによる数えきれない証言と国際社会からの厳しい非難にも関わらず、ミャンマー当局は引き続きこれらの糾弾を否定しており、ミャンマーに関する国連独立事実調査団については国連特別報告者イ・ヤンヒの関連地への入域を拒否している⁶。更にミャンマー当局は 2017 年 12 月 12 日、ラカイン州での難民状況に関して報告しようとしていたとして国家秘密法の名目でジャーナリストであるワ・ローン、チョー・ソ・ウを恣意的に逮捕している⁷。

⁴ 同上。

⁵ OHCHR 『Mission report of OHCHR rapid response mission to Cox's Bazar, Bangladesh』 2017 年 10 月 11 日

http://www.ohchr.org/_layouts/15/WopiFrame.aspx?sourcedoc=/Documents/Countries/MM/CXBMissionSummaryFindingsOctober2017.pdf&action=default&DefaultItemOpen=1.

安全保障理事会『Amid 「Humanitarian and Human Rights Nightmare」 in Myanmar, Secretary-General Urges Full Access for Aid, Safe Return of Displaced Rohingya, End to Military Operations』 2017 年 9 月 28 日

<https://www.un.org/press/en/2017/sc13012.doc.htm>.

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/Pages/NewsDetail.aspx?NewsID=22798&LangID=E>

OHCHR 『Statement by Mr. Marzuki DARUSMAN』

⁶ OHCHR 『Independent International Fact Finding Mission on Myanmar concludes visit to Malaysia』

2017 年 12 月 11 日 <http://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=22522&LangID>.

OHCHR 『UN Special Rapporteur on Myanmar to visit Bangladesh and Thailand – 18 to 30 January』

2018 年 1 月 16 日 <http://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=22586&LangID=E>.

⁷ 『Two Reuters Journalists Arrested In Myanmar, Face Official Secrets Charges』 ロイター通信、2017 年 12 月 13 日 <https://www.reuters.com/article/us-myanmar-journalists/two-reuters-journalists-arrested-in-myanmar-face-official-secrets-charges-idUSKBN1E71CO>.

バングラデシュへと避難したロヒンギャ難民については、バングラデシュ当局は2018年1月、彼らを本国に送還する手続を一時保留するとした⁸。それにも関わらずロヒンギャをミャンマーに送還する第一段階に取り掛かるため、バングラデシュとミャンマー間の議論が開始された⁹。この対話による合意には深い懸念がなされており、ノン・ルフールマン原則で示された難民本人の意思による安全な帰国や帰国先の安定した状況を十分に保障していない可能性がある¹⁰。国連事務総長アントニオ・グテーレスは誤った計画はバングラデシュにある難民キャンプからミャンマーにあるキャンプへの単なる移転に終始しかねないと指摘した¹¹。

国連難民高等弁務官フィリップ・グランディは国連安全保障理事会に「ミャンマーの現状は未だに自発的な本国送還へと導くに足らず、」また「彼らの越境の原因は未だ解明されていない」と警告した¹²。ミャンマーに関する国連独立事実調査団は、「ミャンマーに帰国した難民たちがかつてと同様の生活を再開できるとは考えがたい」と述べた。またミャンマー当局は「ミャンマーへの帰国が自由な意思のもと可能なことや安全で尊厳のある行為であることを人権の観点から保障しておらず、」また国際社会がそのような保障をすることも許さないと述べている¹³。

第三章 国際社会の反応と提言

2018年3月12日、ミャンマーに関する国連独立事実調査団は、集められた情報が「国際法の規定する犯罪に準ずる最も深刻な人権侵害」を指し示しているとしている¹⁴。国連事務総長、国連事務総長補佐、そして国連人権高等弁務官はロヒンギャを標的にすることは民族浄化であ

⁸ Cochrane 『Rohingya Repatriation Delayed by Bangladeshi Officials Just Hours Before It was Due to Begin』 ABC ニュース、2018年1月23日 <http://www.abc.net.au/news/2018-01-23/bangladesh-delays-rohingya-repatriation-over-logistics/9350772>.

⁹ 『Bangladesh, Myanmar discussing repatriation of Rohingyas on no-man's land』 The Daily Star、2018年2月20日 <http://www.thedailystar.net/rohingya-crisis/bangladesh-myanmar-discussing-rohingya-repatriation-no-man-land-1537462>.

¹⁰ UNHCR 『UNHCR Note on the Principle of Non-Refoulement』 Refworld、1997年11月 <http://www.refworld.org/docid/438c6d972.html>.

¹¹ Paul and Lee 『Bangladesh Agrees with Myanmar to Complete Rohingya Return in Two Years』 ロイター通信、2018年1月16日 <https://www.reuters.com/article/us-myanmar-rohingya-bangladesh/bangladesh-agrees-with-myanmar-to-complete-rohingya-return-in-two-years-idUSKBN1F50I2>.

¹² UNHCR 『Restoration of rights key to Myanmar refugee return, UNHCR's Grandi says』 2018年2月13日 <http://www.unhcr.org/news/latest/2018/2/5a82feb94/restoration-rights-key-myanmar-refugee-return-unhcrs-grandisays.html>.

¹³ OHCHR 『Statement by Mr. Marzuki DARUSMAN』

¹⁴ 同上。

ると特徴づけた¹⁵。国連人権高等弁務官ゼイド・ラアド・ゼイド・アル・フセインは2018年3月7日に国連人権高等弁務官事務所が「ジェノサイドが既に行われている可能性が非常に高い」¹⁶と考えているとし、国連特別報告者イ・ヤンヒはミャンマーが「ジェノサイドの顕著な特徴」¹⁷を表出させているとした。2017年12月5日、国連人権理事会は「ミャンマーにおける組織的な著しい人権侵害及び虐待の疑い」を非難する決議を採択した¹⁸。

2017年12月24日、国連総会は、ミャンマーとその他9か国が反対したものの、ミャンマー政府のロヒンギャに対する軍事行動の停止、難民の安全な帰還、ロヒンギャへの完全な市民権の付与、援助活動家へのアクセスの承認を盛り込んだ決議を採択した。当決議には更に、国連特使の任命の呼び掛けも盛り込まれた¹⁹。

第三 方法論

HRN調査チームは、2018年1月19日から23日にかけて170人以上ものロヒンギャ難民、国内外の医療専門家、NGOスタッフ、バングラデシュ軍に所属する軍人、そしてバングラデシュ・ミャンマー国境沿いに居住するバングラデシュ国民を対象にインタビューを行った。160人近くのロヒンギャ難民のうち、その大多数が暴力行為が勃発した2017年8月以降に避難してきた者たちであるが、彼らとのインタビューは直接英語または英語-ロヒンギャ語或いは日本語-ロヒンギャ語の通訳により行われた。大規模なグループインタビューは二つの学校で行われた。

¹⁵ 『Apparent ‘Ethnic Cleansing’ Now Unfolding in Myanmar, U.N. Says』 NPR、2017年9月11日 <http://www.npr.org/sections/thetwo-way/2017/09/11/550114414/ethnic-cleansing-now-unfolding-under-a-nobel-peace-prize-winner-u-n-says>.

Safi 『Myanmar Treatment of Rohingya Looks Like ‘Textbook Ethnic Cleansing’ Says UN』 ガーディアン誌、2017年9月11日 https://www.theguardian.com/world/2017/sep/11/un-myanmars-treatment-of-rohingya-textbook-example-of-ethnic-cleansing?CMP=share_btn_tw.

OHCHR, 『Myanmar: Senior UN human rights official decries continued ethnic cleansing in Rakhine State』 2018年3月6日 <http://ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=22761&LangID=E>.

¹⁶ OHCHR 『High Commissioner’s global update of human rights concerns』 2018年3月7日 <http://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=22772&LangID=E>.

¹⁷ Miller, Jonathan 『UN Special Envoy claims Aung San Suu Kyi could be guilty of crimes against humanity』 Channel 4 ニュース、2018年2月14日 <https://www.channel4.com/news/un-special-envoy-claims-aung-san-suu-kyi-could-be-guilty-of-crimes-against-humanity>.

¹⁸ 国連人権理事会 『Resolution adopted by the Human Rights Council on 5 December 2017』 A/HRC/RES/S-27/1、2017年12月8日 <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G17/358/08/PDF/G1735808.pdf?OpenElement>.

¹⁹ “U.N. adopts resolution slamming Myanmar crackdown in Rohingya, defies opposition from China and Russia,” Japan Times, 25 Dec. 2017, <https://www.japantimes.co.jp/news/2017/12/25/asia-pacific/social-issues-asia-pacific/u-n-adopts-resolution-slamming-myanmar-crackdown-rohingya-defies-opposition-china-russia/>.

一つはクトゥパロンで、男性と子どもを集め休日に行われ、もう一つはバルクハリで、授業中に行われた。掘り下げた個人インタビューはロヒンギャ難民15名（男性と少年10名、女性5名）、医療・NGOスタッフ11名、そして地元漁師3名を対象に行われた。

第四 調査結果と法的意義

1 ミャンマー内の状況

(1) HRN の事実調査結果

HRN のインタビューの結果、既存の報道や調査で報告されていたミャンマー軍の迫害行為を確認し、さらにそれらの詳細を説明している。インタビューを受けたロヒンギャ難民たちは、広範囲に拡大した殺人、空襲、拷問、恣意的な逮捕、強姦、略奪、そして家屋並びに村全体の焼き討ちを詳述した。下記インタビューの要約は以下の問題点を説明している。



写真1：左腕にある銃傷を見せる難民

男性、35歳、クトゥパロン（写真1）

自身の村への軍隊、警察、マバタ（ミャンマー国内の、急進的仏教僧の全国的組織）に所属する僧侶による一斉攻撃を説明する男性である。

軍隊による空襲の後、銃を装備した警察とナイフを手にしたマバタの僧らは「お前達は不法滞在者だ」と叫びながら逃げ行く村人を襲い、殺し始めたという。

「彼らは祈る人々が中にいる状態でモスクの扉に鍵を掛けては爆破した。ガソリンをその周りにかけ、火を点けた。5歳ほどの小さい子どもが中にいた。」「彼らは我々の目の前でコーランを焼き払った。」と彼は続け、家を離れてはいけないという命令が下り、その家々に彼らが入っては人を殺したと話した。「逃げようものなら、彼らは銃で撃ってくる...彼らは女性、子ども、年配者を殺した。その臭いがした。」

この男性は彼らに母親と父親を殺されている。HRNがインタビューした他の数名の難民同様、木箱に隠れて家族と別々に逃げている。逃げている最中に腕を撃たれたという。ナフ川を渡ってミャンマー・バングラデシュ間の国境を越える時、彼は越境を援助していた漁師の船が故障したため、避難途中のロヒンギャが溺れていたのを目撃したという。「彼らの多くは女性と子どもだった」と述べた。

男性、15歳、クトゥパロン

更に、クトゥパロンの軽食店で調理を担当しているある少年はHRNにこう話した。彼の兄弟と父親はミャンマーで殺され、村と家は全て焼き払われた。学校に行くことを許されなかったため、一文無しで夜に母親と三人の姉妹と共に逃げた、と。



写真2：村が襲われた際生き残った家族と引き離された若い女性

女性 18歳 サブラン・エントリーポイント (写真2)

2016年に勃発した暴動で両親を失い、自身の村が攻撃された後の2017年になってようやく村から逃げた女性。彼女によると、軍隊と地元の僧侶らは彼女の村と隣村に入り、家々の貴重品を略奪し、男性を大勢殺害し、そして多くの村人を逮捕して行ったという。彼女は兄妹と離れ離れになり、彼らもバングラデシュへ避難したと聞いてはいるが、未だに消息を掴むことができていないという。

男性、31歳 クトゥパロン

男性はアラカン・ロヒンギャ救世軍 (ARSA) の一員であることを疑われ軍部に逮捕された経験を語った。当局は彼が ARSA に所属していないことを知りながらも6か月間拘束したという。他に12、13歳の子どもを含めた900名が同じ監獄におり、釈放は往々にしてなされなかった。棒を使った殴打や十分な量の食べ物と水分の摂取を認められなかったこと等が拷問の一環として挙げられる。

「毎週または隔週で病気や拷問で誰かが死んで行った」と彼は述べた。

囚人のうち150名は女性と少女であったという。

「村が空襲に遭った時、男性は逃げることができたが女性にはそれができなかった。残された女性たちは強姦、殺害、または投獄された...逃げ出そうとする女性たちは彼女たちの夫が ARSA のメンバーであると教えられ、夫を自分の身代わりにおびき寄せよう言われたため、皆怖がり、誰一人逃げようとはしなかった。」

HRN は、身代金のために拘束されたロヒンギャのケースもいくつか耳にしている。

この男性は2017年9月、釈放された二か月後に家族と共に避難した。隣人が強姦された末に殺害されたことを知って、避難を決心したのである。

女性、70歳、クトゥパロン

「彼がまだ生きていたのか、それとも死んでいたのか分からなかった。」と (上述の) 31歳の息子を持つ母親は当時の逮捕を思い返し語った。

娘の一人はその夫の家族と共に逃げたのだが、もう一人の娘は未だにミャンマーに留まっておき避難することができない状態にあるという。

「村の焼き討ちがあると聞いたので、彼女のことがとても心配だ。」

と述べた。この女性は隣の村々での強姦と殺害を数多く耳にしていたため、息子が釈放されたらすぐ避難する必要があることを知っていた。

女性、55歳、クトゥパロン

息子の一人が警察に逮捕され、生死が分からないという女性。娘の夫も同様に逮捕されたという。この女性は村が襲われた後2017年9月にバングラデシュへ避難している。加害者らは空襲によって彼女の親族や隣人を傷つけ、殺害し、村にある建物を全て焼き払ったという。徒歩で小さな子ども5人と逃げる必要があったため、通常よりも4日長くなる道のりであった。水も食糧も持ち合わせていなかった。

男性、年齢不詳、クトゥパロン

ロヒンギヤに対する恣意的な逮捕、家屋侵入、襲撃を証言した若い男性。自身の家で左足を拳銃で撃たれ、木箱の中に隠れた状態で村から運び出され避難したという。

男性、29歳、クトゥパロン

類似した状況を説明する男性。軍人らが略奪をし、家々を焼き払い、村人たちを銃撃した後家族と共に徒歩で避難した。雨季の間には密かに山中を通り抜けて逃げる必要があった上に、食料や雨具を持参することはできなかった。



写真3：父親を拳銃で撃たれ、自身も足を撃たれた若い難民を取り囲む学生ら



写真4：「彼らは僕の目の前でお母さんの喉を切り裂いた。」と証言する幼い少年

男性と女性、4～15歳²⁰（子ども）、年齢不詳（学校の教員）、クトゥパロン及びバルクハリ

クトゥパロン及びバルクハリにある学校でのインタビューに応じた五人の子どもたちは、彼らの両親のうち少なくとも一人が暴力により殺害されたと述べ、ある少年は避難途中で足を拳銃で撃たれている。

ある生徒は、教員の説明によれば「父親が撃たれ、その後自身も足を撃たれた」（写真3）。5、6歳前後のある少年は、「彼らは僕の目の前で僕の母さんの喉を切り裂いた。強姦もされたかもしれないが、はっきりとは分からない。その特別の部屋にいたんだ」（写真4）と述べた。

また、クトゥパロンのある教員は、息子と兄弟を含めた11名の家族を暴行で失ったとしている。

女性グループインタビュー、45歳及び不詳、クトゥパロン

²⁰ 年齢不詳であるため HRN による推測である。

クハラン・クハリ・ターナ・ブリンゴン村出身の女性10名のグループを HRN 調査チームが取材した。より詳しいインタビューは一人の女性²¹を対象に行われた。彼女は、夫と25歳の息子を軍隊に恣意的に拘束されている。

「夫と息子の生死の見当がつかない。夫と私は自分の商店の外でゴミを焼却していたところを、誰の許可のもとここで焼却しているのかと詰問された。鶏4羽を要求してきたが2羽しか差し出せなかったため、彼らは夫と息子を連れて行った。残された5人の子どもを養う術もなかったため、戸別に物乞いをした。すぐに釈放されると聞いたが、釈放されなかった。軍駐屯地へ行き、夫と息子の消息を尋ねてもどこにいるのか分からないという返事が来た。そして私を2日間拘束し殴打した。私の親族に5万タガ²²の保釈金を支払わせた。」

この女性は5人の子どもたちや隣人と共に避難したが、彼女の母親は年老いていたため避難することができず、未だにミャンマーに留まっているという。

女性グループは僧侶並びに軍隊による村への襲撃について述べた。若者と年配者を含めたあらゆる年齢層の村人が殺害され、建物には火が点けられ、民間人が逮捕された。逃げる最中に夫が撃たれ死亡した者、夫が農場を歩いている際に誘拐、逮捕され、おそらくもう死亡したに違いないとする者、そして農場にいた夫が軍隊と僧侶に殺害された者もいた。また、数日間逮捕された女性はその間強姦され、他の囚人が殺害されるのを目撃していた。

HRN 調査チームは、ミャンマー国内の状況に関して、難民への取材だけでなく、身体・精神面において難民を治療する医療ケアスタッフと話す機会をも設けることができた。ミャンマーで発生している残虐行為について彼らは語った。

精神科専門家、女性に対する暴力に関する多部門プログラム、クトゥパロン

HRN 調査チームはクトゥパロンで女性への暴力に関する多部門プログラム精神衛生サービスセンターに勤めるスタッフを取材した。患者の中には夫と3人の子どもを含めた19名の家族を失い、脳に深刻な損傷を被った女性やミャンマーの監獄に拘束された男性もいる。治療セッションに参加していた7名の患者の中には、強姦に遭った女性とミャンマー軍に夫と息子を捕えられた者がいた。

医師、栄養不良ヘルスケアセンター、クトゥパロン

²¹ 45歳。その他9名の年齢は不詳である。

²² 約600アメリカドル。

上記の者の他に、クトゥパロンにある栄養不良ヘルスケアセンターに勤務するある医師は、昨年12月より少なくとも70～75名の強姦被害者女性が流産を望んでいたのを目にしている。昨年彼女はコックス・バザールにある病院に勤務していたが、銃創、刺傷、そして火傷を負った者を多く目にし、その中には女性や子どもも少なくなかったという。

HRNはミャンマー・バングラデシュ国境付近で地元の漁師を数名取材することができた。彼らはミャンマー域内における不安定な状況を語ってくれた。

漁師（3名）、サブロン・エントリーポイント

「ミャンマー側での爆撃や銃撃の音が聞こえたし、その煙も見えた。」と一人は述べる。「そのような状況を目にすることは人間としてとても苦痛だが、（我々の船で避難民に川を渡らせる以外）我々にできることは何一つない。」

一番最近で避難民を助けたのは約1か月前であったそうだ。雨季に泥で滑り負傷したと言う彼らは、危機的状況が最も深刻な時期には船は定員の二倍を積んだ状態であったと述べている。

漁師、国境検閲所

国境検閲所付近にいた漁師は一日中ミャンマー側からの爆撃音と銃声を耳にしたという。最後に火と煙を見たのは約1週間前である。



写真5：難民のナフ川渡河を支援する船の様子

(2) 法的視点

1) 国際刑事法

ミャンマー政府の行為は国際刑事法の定める人道に反する罪及びジェノサイドに値するものである可能性がある。

a. 人道に反する罪

ミャンマー軍の行った行為は、殺人、絶滅（させること）、住民の強制的な移転、拷問、強姦、迫害、そして多大な苦痛を招く非人道的な行為²³のような広範囲に及ぶ或いは組織的な犯罪を伴う人道に反する罪に等しいと考えられる。

ロヒンギャ難民及び国際援助要員を対象にHRNが行った本調査結果は、2018年2月1日付AP通信社による未公表であった5か所のロヒンギャの大規模（遺体）遺棄地の確認や2017年8月の軍事的掃討作戦の証拠書類等、ロヒンギャに対する暴力行為に関する他機関による報告書と併せて、上記の認定を裏付けるものとなっている。

本調査結果は、ミャンマー軍による空襲、村への放火等のロヒンギャを標的とした殺害行為、致命的な銃撃や刺殺を伴った村への奇襲を含んでいる。

これらの行為が立証されれば、殺人、絶滅、拷問、多大な苦痛を招く非人道的な行為を含んだロヒンギャに対する広範囲に及ぶ或いは組織的な暴力の事実を裏付けることとなる。ひいては人道に反する罪を構成する。

更に、グループインタビューを受けた女性、31歳男性の陳述する女性への強姦と投獄、70歳女性と55歳女性による説明、女性に対する暴力に関する多部門プログラム及び栄養不良ヘルスケアセンターのスタッフたちの経験は全てロヒンギャに対する広範囲・組織的な強姦の存在を裏付けている。広範囲に渡る組織的な強姦もまた人道に反する罪の一つである。

b. ジェノサイド

ロヒンギャに対するミャンマー軍の行為はジェノサイド条約並びに国際刑事裁判所に関するローマ規定²⁴の定めるジェノサイドに等しいといえることができる。

上記「人道に反する罪」で説明された標的殺人が示すように、ミャンマー軍及びミャンマー警察の行為はジェノサイド条約及びローマ規定の定義する「集団の一員を殺害すること」という概念²⁵にあてはまる。

²³ 国際刑事裁判所ローマ規定（以下「ローマ規定」）第7条

²⁴ 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（以下「ジェノサイド条約」）第2条、ローマ規約第6条

例え標的殺人が実際の死亡者をもたらすものではないとしても（ロヒンギャの人々の死亡事実からして、ここには適用され得ないが）、その行為が深刻な身体的或いは精神的打撃や生命に対し意図的な苦痛を与えることでロヒンギャに身体的な破壊をもたらすということに変わりはない。国際法下においては両者共にジェノサイドに値する²⁶。

大量虐殺、ロヒンギャ難民らが二度と元の住居地に戻れないように彼らの置き去りにした村を焼き払う行為、そしてイントロダクションに述べたその他ロヒンギャに対する暴力等に関する報告が後を絶たないことから察するに、当該報告書はジェノサイド条約第2項の定める民族グループを「破壊する意図」の存在をも裏付けている。

ジェノサイド条約の締約国として、ミャンマーはジェノサイドの加害者を訴追し、処罰する義務がある。公権力の代理人として活動する個人、集団も例外ではない。

2) 国際人権法

a. 経済的、社会的及び文化的権利

ミャンマー政府のロヒンギャに対する行為は経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）の保障する権利をいくつか侵害している。そこには、家族世帯を「自然且つ基本的な社会の単位集団」として保護する義務（A規約第10条）、十分な生活水準を享受する権利（A規約第11条）、そして身体的・精神的健康を享受する権利（A規約第12条）が当てはまる²⁷。子どもの権利条約序文、第27条、第24条にもこれらの権利について子どもの権利を規定している²⁸。

HRNの実施したロヒンギャ難民インタビューは、ミャンマー政府のロヒンギャを標的とした攻撃が数々の家族を引き裂いてきたことを物語っている。クトゥパロン及びバルクハリの学校でインタビューを受けた5名の子どもたち全員がロヒンギャを狙った暴力行為で家族のメンバーを失ったことがその一例として挙げられるだろう。

インタビューでは更に、ミャンマーでの暴力が十分な生活水準及び身体的・精神的健康を享受する権利を否定してきたことが確認されている。イスラム教を信仰するロヒンギャを標的とした殺人、恣意的な拘束、拷問、敵意は不安定かつ危険な環境を生み出し、ロヒンギャの精神的・身体的幸福を蝕んでいる。

²⁵ ジェノサイド条約第2条 (a)

²⁶ 同上第2条 (b) (c)

²⁷ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「A規約」）第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項

²⁸ 子どもの権利条約（以下「子ども権利条約」）序文、第27条、第24条

b. 市民的及び政治的権利

ミャンマーは世界人権宣言の下に国際慣習法として確立した市民的及び政治的権利を尊重且つ保護する義務がある²⁹。

世界人権宣言第3条は生命、自由、人身の安全、そしてロヒンギャ被取材者らの詳述した最も重要な市民的・政治的権利を保障している。ロヒンギャに対する殺害並びに暴力行為は全て、実証された場合、ミャンマーが尊重し遵守すべき義務を明らかに違反したことを示す。

世界人権宣言第9条は恣意的な拘束からの自由を保障している。ARSA 支援者の一員であるという容疑で6か月間拘束された31歳男性の経験や、彼が目撃したARSAメンバーであると疑われている者の妻の投獄についての記述は、ミャンマー政府がロヒンギャの恣意的拘束に加担していることを意味し、同時にロヒンギャの自由と人身の安全を侵害していることを意味する。グループインタビューを受けた45歳女性の夫と息子の拘束に関する記述もミャンマー政府による恣意的な拘束の実態を裏付けている。

その他のロヒンギャ難民の現状に関係があると見られる市民的及び政治的権利には、自由に移転及び居住する権利（世界人権宣言第13条第1項）及び家族の集団単位の保護（世界人権宣言第16条第3項、A規約第10条）³⁰が挙げられる。

2 難民キャンプにおける状況

(1) HRN の調査結果

バングラデシュの難民キャンプへの訪問を通してHRNはロヒンギャがミャンマーから避難した後も引き続き人権侵害に直面していることが分かった。

1) 健康衛生問題

診療所及びその他国際政府機関、バングラデシュNGO、国際NGOとのインタビューによりHRNは難民キャンプの深刻な健康衛生問題を発見した。肺炎、気管支炎といった呼吸器疾患だけでなく疥癬、白癬といった皮膚病は共通の懸念事項である。その他の懸念としては、エイズ、肝炎、風邪、慢性疾患も挙げられている。TMSS医療病院は毎日約300人の患者に初期診療を施すが、患者は主に女性と子どもであるとHRNに明かした。医療支援機関の多くが、ロヒンギャのコミュニティに対して健康教育の促進活動を行っているにも関わらず、適切な衛生習

²⁹ 国際慣習法としての世界人権宣言の現状に関する議論について Max Planck Encyclopedia of International Law 参照『世界人権宣言』オックスフォード大学出版社
<http://opil.ouplaw.com/view/10.1093/law/epil/9780199231690/law-9780199231690-e887>, 14-16 パラグラフ

³⁰ A規約第12条、世界人権宣言（以下「UDHR」）第13条第1項、A規約第23条、UDHR第16条3項

慣（手洗いやトイレの使い方）の欠如と付近の川からの危険な水の摂取がこれらの衛生問題を更に悪化させていると述べた。ある45歳のロヒンギャ女性（1（1）参照）は、キャンプ生活の問題は水質と衛生であるとした。



写真6：様々な疾病が蔓延しており、キャンプではすぐに伝染してしまう。

国際移住機関（IOM）、オックスファム、そして国境なき医師団等の機関もジフテリアとコレラの流行と闘っていた。IOMの健康衛生部門が運営する診療所の代表者は、毎日30～40名の患者を受け入れているが、その内半数はジフテリア、残り半数は呼吸器感染症に苦しむ患者であると明かした。ジフテリアは伝染病であるため、家族内では瞬間に広まり、人口の密集するキャンプ内では容易に伝染する。また、オックスファムからの代表者2人は、彼らの最優先事項はジフテリア、コレラ、その他水系伝染病に限らず、疾病の伝染を防ぐための適切な手洗い方法について教育セッションを開くことであったと述べている。



写真7：懸命な努力にも関わらず、キャンプは依然として様々な衛生問題に直面している。

多くのロヒンギャが心理的問題に苦しんでいることも事実である。女性に対する暴力に関する多部門プログラム（1（1）参照）が運営する精神衛生ヘルスケアセンターの広報担当者は、鬱、PTSD、不安障害に悩む人が多いと明かした。精神衛生に関する意識も欠如している。患者が最初に訪れたとき、彼らは深刻なトラウマを患っていたが、数か月後には日常的な問題、住宅の問題、または食糧配給、栄養、お金の不足に由来する不安に苛まれるようになるという。HRNの取材した多くの難民にとって、労働や登校の機会を奪われていることから来る倦怠感が精神的負担の一因となっている。ある55歳女性（1（1）参照）は、「ただここにいるだけのような気がする。短い期間なら耐えられるが、すぐに家に帰れるわけではない。ここでどうやって生きていけばいいかわからない。」と述べた。

2) キャンプにおける人口密度とサービスへのアクセス

支援機関の代表者らはキャンプの人口密度がロヒンギャの幸福度に悪影響を与えていると指摘した。上記疾病に対抗するためにはロヒンギャ難民コミュニティ全体が適切な衛生管理を意識する必要があると彼らは強調する。



写真8：人口密度は難民キャンプにおける深刻な問題である。

無料医療サービスと無料の薬が提供されてはいるものの、キャンプの高い人口密度はそれらへのアクセスを妨げている。ある55歳ロヒンギャ女性（1（1）参照）は、疾患のために薬を受け取りたいが診療所は非常に混雑しており、1、2日分の薬を処方してもらうのに1～2時間かかるという。そのため故郷を離れた時よりも悪化した健康状態で帰ることになると述べていた。

難民たちは適切な衣類や居住施設もない。バルクハリにある学校に通う子どもたち（1（1））も先に述べた通り、彼らのほとんどは避難する際に背負える程の荷物に積んだ衣類しか持ち合わせておらず、キャンプでは十分な布団や冬用衣類の供給が追い付いていない。臨時住宅には十分に整備された床がなく、冬が始まっても寒さを凌げないほど貧相なマットのみが置かれている。グループインタビューに臨んだ45歳のある女性（1（1））ともう一人の女性は、彼女たちの家が家族にとってあまりにも小さいという点に触れている。

また、バングラデシュ軍と国際移住機関は衣類、竹、マット、蚊よけ物資を配給しているが、どれも標準化されているわけではなく、数も十分に足るものではないと女性は付け加えた。どんなものを必要としているのかについて、彼女は皿、油、せっけん、衣服、布団そして蚊よけ物資を挙げ、火を点ける十分な燃料も供給されていないと答えた。

3) 栄養

避難民に対する栄養不足の問題も非常に深刻である。食糧の配給が米と豆のみであるため、難民たちが摂ることのできる栄養素は偏っている。55歳女性（1（1）参照）はバランスの取れていない食事のせいで病気にかかり易いと訴えた。70歳のある男性（2（1）第七項参照）は自身の家族は月に25キログラムの米を供給してもらっているが、大家族にとっては充分ではないとHRNに訴えた。

45歳女性（1（1））はキャンプに着いた当初、家族毎に油を3リットル、塩を0.5キログラム、そしてダールを2キログラム、配られたが、これは家族が1か月持ち応えられる量であるという。その後15日毎に米を25キロ配給されることになったが、結局1か月に一度の配給になった。

タンパク質は時々他の機関から供給されるが、それでは充分ではない。野菜と魚をさらに摂取したいと思っても市場は非常に遠く離れており、それを買うお金も、そのお金を稼ぐ機会も彼女には与えられていない。グループインタビューでは食糧不足がキャンプでの生活に大きな問題である点について他の避難民も同意した。

4) 限られた生計

ロヒンギャ難民らはバングラデシュ当局によって金銭の利用を否定されており、労働も許されていない。あまりにも多くの難民が他の生活必需品を手に入れるための最後の手段として配給物を闇市で売っている。HRNはこのような闇市をクトゥパロン・キャンプのすぐ外で発見した。そこでは様々な配給物が出回っており、国連難民高等弁務官事務所のマットが200タカ（2.4アメリカドル）で売られていた。栄養不良ヘルスケアセンターに勤務する医師（1（1））は闇市での売買を問題視しており、ロヒンギャが生計を立てるために犯罪行為に走るのではないかと懸念を示している。



写真9：UNHCRのマットが闇市で販売されている様子

5) 教育への限られたアクセス

子どものみならず大人も含んだ多くの難民が教育を切望している。いくつかの区域では学校に通うことができるが、これはキャンプ全域に当てはまるわけではない。NGOの助けを借りてクトゥパロンに学校を開いた教師グループがあるが、学校を名付けることや、公式に発表することはできないという。なぜなら、その場合バングラデシュ政府に登録しなければならず、却下される可能性が高いからだ。バルクハリにある学校に通う学生ら（1（1））はノート、鉛筆、教科書といった基本的な物資が足りないと訴えた。「ここにいて何もしない時間が沢山あるため、その時間を使って勉強をしたい。」といくつかの難民グループは言う。「我々は英語やミャンマー語を学びたい。そうすることで我々の言葉で我々が何を経験してきたのかを伝えることができるし、ミャンマーにいる人々に我々が不平等に差別されていることを伝えることができるようになるから。」

6) 居住環境

キャンプの居住環境は自然災害に対し無防備な状態である。キャンプのほとんどはかつてジャングルであったが、今では急速に木々が伐採され臨時住宅が建てられている。お金を稼ぐためにジャングルに不法に侵入し木々を伐採するロヒンギャもいる。このような行為が様々な環境問題を引き起こしている。キャンプの多くが地すべりや季節風と台風による洪水の危機に晒されている。ADRAの広報担当者は乾季には火事の頻発も見受けられるだろうとし、そのような火事は木製住宅が密集したキャンプ内では瞬時に広がるだろうと述べている。キャンプは象の

生活環境を破壊し、散策する場所を占拠している。そのため象は時々キャンプに侵入する。HRN がコックス・バザールに滞在した際、象が居住地に侵入したために男性一人が死亡、女性は顔面を押しつぶされる事態があった。



写真10：キャンプの前身はジャングルであったため、地すべりと洪水といった様々な自然災害に巻き込まれ易くなっている。

7) 本国送還

HRN が取材した難民らは皆、彼らの安全と尊厳が保障されていない状態下ではミャンマーへの帰還には到底同意できないことを明らかにした。安全と尊厳の保障とは、暴力の停止、市民権の保障、少数民族としての承認、居住移転の自由、教育を受ける権利の保障、そして彼らが離れた後ミャンマー政府により没収された土地及び住宅の返還のことを指す。ほとんどの者はもし帰国することが可能であったら帰国したいという仮定的な希望を示しただけであり、自身の状況について楽観的な者は誰一人存在しなかった。下記引用は HRN が実施したロヒンギャへの現地取材から得られたものである。

女性、55歳、クトゥパロン（1（1） 参照）

「故郷に帰って私の田を耕しながら生きて行きたい。でも市民権を手に入れたい。私の土地と家を返して欲しい。さもなければ帰ることはできない。ここで死ぬだろう。(ミャンマー) 政府が我々に良い待遇を施すなら、帰りたいと思う。」

男性、29歳、クトゥパロン (1 (1) 参照)

「(帰ることは) あまりにも危険だ。」ロヒンギャはバングラデシュに引き続き逃げて来ていると男性は言う。「彼らは我々を(ミャンマーに送り返し) 強制収容所に収容しようとしている。我々はそのようことは望んでいない。」

男性、37歳、クトゥパロン

この男性はバングラデシュに住み続けたいという。なぜならバングラデシュでは身分証があるが、ミャンマーでは国籍や身分がなかったからである。

女性、18歳、サブラン・エントリーポイント (1 (1) 参照)

「ミャンマー政府に尊厳と全ての権利で以て受け入れてもらいたい。そうすれば帰りたいと思う。」

男性、35歳、クトゥパロン (1 (1) 参照)

「ここでの生活は厳しいが安全である。国連、国連難民高等弁務官事務所、そして(国際) 政府機関に(ミャンマー) 政府に対し更に圧力を掛けて欲しい。」

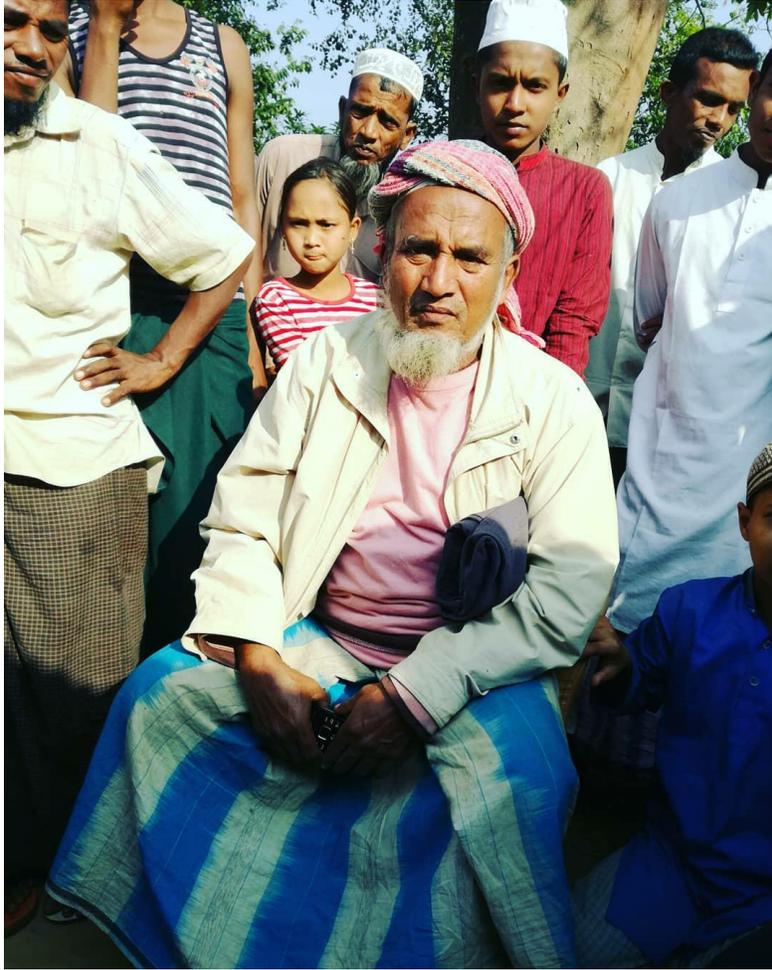


写真 1 1 : HRN が取材した難民全員が持続可能な解決策なしに送還されることについて反対を示した。

男性、70歳、クトゥパロン（写真11）

「彼らの企みの一部だよ。」ロヒンギャの危機と家庭内暴力を例に挙げながら「（もし私の娘が夫に暴力を振るわれたら）解決策なしに（彼女を夫の元に送り）返しはしない。我々はバングラデシュの娘なんだよ。」と彼は述べる。また、ミャンマー政府によるロヒンギャに対する更なる迫害の罨ではないという確信と、ロヒンギャの基本的な人権と市民権の保障がない限り、帰ることは考えられないと付け加えた。国際社会は長期的な解決策を確保する必要がある。

女性グループ、45歳・年齢不詳、クトゥパロン（1（1）参照）

「皆帰りたと思っている。でもそれは完全な尊厳とロヒンギャとしての市民権を付与されてからの話である。何の解決策もない状態で戻ることを我々は恐れている。ここは軍人が誘拐、逮捕、殺害をするミャンマーと違い、少なくとも安全だ。ここにはそのような不安がないから

眠りにつくことができる。解決策もなしに我々を送り返すなら、ここバングラデシュで殺された方がましである。いっその事ここで死なせてくれていい。」

2 法的意味

1) 国際人権法

a. 経済的、社会的及び文化的権利

身体的・精神的健康及び十分な生活水準を享受する権利

国際社会はそもそもロヒンギャの身体的・精神的健康への権利を確保するための十分な支援をしていない。「身体的・精神的健康への権利について最も高い達成可能標準」を享受する権利を拡大するにあたって、国際人権 A 規約は締約国の「疾病に対する全ての医療サービスと治療を保障する（状態にする）」第一歩に踏み込む必要性を指摘した³¹。同様に、国際人権 A 規約は適切な食糧、衣服、住宅、十分な生活水準への権利、そして生活状況の絶え間ない改善³²を享受する権利を認めている。

身体的・精神的健康への権利は子どもの権利条約により子どもの権利として特別に保護されている。例えば、第 24 項は疾病に対する全ての医療サービスと治療を保障する最も高い達成可能標準を享受する権利を保障している³³。同様に、子ども権利条約第 27 条は、子どもの心の、精神的な道徳的且つ社会的発達に関して十分な生活水準を享受する権利を全ての子ども達に保証している³⁴。更に当該条約はいかなる形態からの身体的・精神的暴力も許していない³⁵。

難民キャンプがロヒンギャに対し医療サービス、適切な栄養補給、相応の住宅を提供するための完全なサービスを実施できていないということは、国際人権 A 規約下の義務についてしかるべき基準に達していないことを表している。

b. 子どもの権利

国際社会は、ロヒンギャ子ども難民を保護する義務を怠っている。子どもの権利条約は子ども難民が子どもの権利条約並びにより広義の人権法の定める権利を享受することを保障するために、子どもの難民に対し「然るべき対策を執る」必要があることを明確に規定している³⁶。健康と十分な生活水準への権利だけでなく、非施行国における子どもたちの保護について特別

³¹ A 規約第 12 条 (d)

³² 同上第 11 条第 1 項

³³ 子どもの権利条約第 24 条

³⁴ 同上第 27 条

³⁵ 同上第 19 条

³⁶ 子ども権利条約第 22 条

に規定された義務が存在する。これは主に子ども権利条約第28条の保障する子どもの教育を受ける権利に関する保護を含む。

キャンプにおいて公式の学校を設立することが困難であり、そして学校必需品が欠乏している状況に鑑みれば、バングラデシュと国境に展開する国際機関がロヒンギャ難民に対する義務を果たしているとは認めがたい。

2) 難民法

HRNはミャンマー政府によるロヒンギャ難民の本国帰還計画が、難民法の定める国家の義務に反する可能性があることを懸念する。

ミャンマー・バングラデシュ政府間の送還合意が慣習国際法³⁷として確立したノン・ルフールマン原則に従い、難民の自発的で安全な帰還を完全には保障していないことが疑われるのである。

上述の背景紹介においても言及したように、国連事務総長は、ロヒンギャはバングラデシュの難民キャンプからミャンマーにある閉鎖されたキャンプに移送される可能性があるとして述べている³⁸。更に、ミャンマーの提案する送還方法はロヒンギャの市民権、住宅を視野に入れた長期的な解決を想定したものではない。当局はノン・ルフールマン原則の定める義務に則った送還手続を構築するために国連難民高等弁務官事務所及び国際移住機関と協力する機会をことごとく拒否して来た。

上述したように、ミャンマー警察も移転の自由を定めた世界人権宣言第13条(a)を遵守していない。特にロヒンギャは市民権を付与されていないため、警察が本国送還に際して公的文書作成を要求することは、ロヒンギャのミャンマーにある故郷への帰還を阻める可能性が高い。

HRNの実施したロヒンギャ難民へのインタビューを通して、多くのロヒンギャがその意思に反してミャンマーへと送り返される可能性があることが判明している。例えば、上述の55歳女性、29歳男性、70歳男性は皆然るべき権利保障（市民権、キャンプ外での自由な生活、基本的人権が保障された市民権等）がない状態でのミャンマーへの帰還に難色を示している。そして、37歳男性と35歳男性も、ミャンマーに戻りたくない理由として市民権の欠如を挙げている。被取材者たちのミャンマー帰還に対する明らかな恐怖と躊躇を鑑みると、ロヒンギャの人権を包括的に保護することのできない送還手続が難民の待遇について国際法基準に則っているかどうかについてHRNは疑問を投げかけたい。

³⁷ 国連難民高等弁務官事務所『UNHCR Note on the Principle of Non-Refoulement』Refworld、1997年11月 <http://www.refworld.org/docid/438c6d972.html>.

³⁸ Paul and Lee 『Bangladesh Agrees with Myanmar to Compete Rohingya Return in Two Years』ロイター通信、2018年1月16日 <https://www.reuters.com/article/us-myanmar-rohingya-bangladesh/bangladesh-agrees-with-myanmar-to-complete-rohingya-return-in-two-years-idUSKBN1F50I2>

第五 提言

ヒューマンライツ・ナウは、ミャンマー国内のロヒンギャを標的とした組織的かつ深刻な国際人権・人道法侵害の主張および、避難を余儀なくされているロヒンギャの置かれた危機的状況について重大な懸念を表明する。

ラカイン州におけるミャンマー軍が行った残虐行為には即決処刑、強姦、追放、村々の大規模な放火が挙げられる。これらの虐待は人道に反する罪と見なされ得るだけでなく、ロヒンギャの広範に渡る死亡と65万人以上もの強制退去を招いた。

暴力の重大さと規模にも関わらず、これらの犯罪に対しては不処罰の慣行が広く蔓延しており、ミャンマー政府はこの点に目を背けている。HRNのバングラデシュ難民キャンプでの事実調査後、国連は人権侵害に関する完全で独立した調査の実施を求めている。深刻な犯罪の説明責任を果たすために、独立性のある公正な刑事司法制度の確立が求められている。

HRNはこうした要請に基づき、状況対応のために下記の提言を行う。

ミャンマー軍及び文官当局に対して

- 直ちに全ての軍事作戦とラカイン州における人権侵害を中止すること。
- ロヒンギャイスラム教徒に対する大量虐殺の報道を行ったジャーナリスト、ワ・ローン及びチャー・ソ・ウの釈放すること。
- 疑われる犯罪の独立した捜査を行い、報告された大量虐殺に関する行為を含めた犯罪行為に対し、独立且つ信頼するに足る刑事司法手続に則って当局者或いは民間に説明責任を求めること。
- あらゆる国際機関にミャンマーの関係地域への自由なアクセスを許可し、国際当事者と共に難民のミャンマーへの自発的な帰還と人道的支援の享受を保障すること。
- ロヒンギャが盗難に遭い或いは破壊された財産の原状回復または全額補償を行うこと。
- 2017年3月に国連人権理事会により設立された事実調査派遣団にミャンマーへの入国と、疑われる人権侵害の調査を許可すること。³⁹
- ミャンマー国内の構造問題を解決するために2017年8月に発表された政府諮問委員会の提言を実施すること。
- ロヒンギャ民族に適切な市民権を与え、彼らの市民的自由を尊重するために1982年国籍法を見直すこと。

国連安全保障理事会に対して

³⁹ 国連人権高等弁務官事務所『Independent international fact-finding mission on Myanmar』
2017年3月24日 <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/MyanmarFFM/Pages/Index.aspx>.

- 人権侵害当事者の罪を問うために、独立した信頼に足る刑事司法手続が確保されるよう国際刑事裁判所にミャンマーの状況を付託すること。
- 武器及びその他の軍事装備の直接的・間接的な供給、売買または移転についてミャンマーに包括的な武器通商停止を求めること。
- 国際人権法及び刑事国際法に違反した政府高官を対象とした金融制裁の実施を求めること。
- ロヒンギャの居住する、あるいは居住していた村々の破壊をただちに停止することをミャンマー政府に要求すること。これらの破壊は国連事実調査派遣団が現地調査を許されるまでの間、犯罪現場として保存される必要がある。
- 土地略奪をただちに停止し、難民・人権法の定める基準に則ったロヒンギャ難民の帰還への承諾をミャンマー政府に要求すること。

国際社会に対して

- 難民キャンプや他の場所に住む追放されたロヒンギャに福利厚生を提供するために金銭的且つその他の資源を与えること。
- 追放されたロヒンギャのための本国送還計画の実施が持続可能であって、市民権及びロヒンギャ難民キャンプ外での適切な生活水準を享受することができるようミャンマー、バングラデシュ政府に働き掛けること。